一括下請負の禁止について

公共工事における一括下請負は、全面的に禁止されています。

発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることになること、責任の所在があいまいになり工事の品質低下や労働条件の悪化を招くこと、中間搾取を目的とした施工能力のない不良建設業者の輩出を招く恐れがあること等の理由によります。

○一括下請負に該当する行為

以下の場合で、請け負わせた側がその下請工事の施工に<u>実質的に関与していると**認められな**いもの。</u>

- 1. 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 2. 請け負った建設工事の一部で独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合
 - ◆実質的に関与◆

実質的に関与とは、元請人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理技術的指 等を行うことをいいます。

○罰則規定

一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、再発防止を図る観点から<u>監督処分(営業停止)</u>が行われ、一括下請負と判断された工事については、その工事が実質的に施工しているとは認められないため、<u>経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外す</u>ることとしています。(国土交通省)

また、一括下請負は、下請工事の注文者(元請負人)だけでなく、<u>下請負人も監督処分の対象</u>となります。

《参考》建設業法 [一部抜粋]

(一括下請負の禁止)

- 第二十二条 建設業者は、その請け負つた建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、 一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
- 3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で 定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者 の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。
- 4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。